

令和4年11月18日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社三菱UFJ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1) 変更事項

営業所又は事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
木更津支店	千葉県木更津市東中央 1-2-8	千葉県千葉市中央区富士見 2-3-1	令和4年12月5日
市川支店 市川駅前支店	千葉県市川市市川 1-23-6	千葉県市川市八幡 3-1-16	令和4年12月12日
尾張新川支店	愛知県清須市土器野 149-1	愛知県あま市甚目寺五位田 128	令和4年12月12日
瑞江支店	東京都江戸川区東瑞江 1-26-15	東京都江戸川区船堀 2-23-18	令和4年12月19日

(2) 変更の理由

店舗の移転のため